

関係各位

財団法人 日本サッカー協会

国際サッカー連盟（以下、FIFA）から 2010 年 7 月 15 日付け回状 1234 号をもって 2010 年のフットサル競技規則改正について通達されました。下記のとおり日本語に訳すと共に日本協会の解説を付しましたので、各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

F I F A は改正後の新たな競技規則は通達直後から有効とすることとしていますが、日本協会、各地域/都道府県協会等が主催する試合については、8 月 15 日以降のしかるべき日（遅くとも 10 月中）から施行することとします。

2010 年フットサル競技規則の改正について

国際サッカー評議会の小委員会と F I F A 審判部の協力を得て、F I F A フットサル小委員会 2010 年フットサル競技規則の総合的な改正を実施すると共に 4 つの F I F A 公式言語間の文章表現の調整を行いました。

承認後の競技規則改正要旨とフットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドラインを次のとおり示します。

新たなフットサル競技規則は、直ちに有効となり、それらが完全にすべてのメンバー協会において適用されることとなります。

フットサル競技規則の改正 — 2010 年

第 1 条 — ピッチ

ペナルティーエリア

6 m の長さの仮想ラインを 2 本それぞれのゴールポストの外側からゴールラインに直角に描き、ゴールポストの外側から半径 6 m の四分円を、これらの仮想ラインの端から直近のタッチラインの方向に描く。それぞれの四分円の上端をゴールポストの間のゴールラインに平行な 3.16 m のラインによって結ぶ。これらのラインとゴールラインに囲まれたエリアがペナルティーエリアである。

それぞれのペナルティーエリア内に、両ゴールポストの中央から 6 m で両ゴールポストから等距離のところにペナルティーマークを描く。

<日本協会の解説>

サッカーの競技規則に準じて、表現を改めたものであり、内容に変更はない。

第2条 ー ボール

欠陥が生じたボールの交換

試合の途中でボールが破裂する、または欠陥が生じた場合、試合は停止される。

- ボールが壁なしの直接フリーキック、第2ペナルティーマークからのキック、またはペナルティーマークからのキックのときに、ゴールポスト、クロスバー、または競技者に当たることなく、破裂する、または欠陥が生じた場合で、何の違反も犯されていないのであれば、キックを再び行い、試合を再開する。

<日本協会の解説>

これまで、ボールが壁なしの直接フリーキックや第2ペナルティーマークからのキックのときに欠陥となった場合についての規定がなかったので、付け加えられた。

第3条 ー 競技者の数

競技者

いずれかのチームの競技者が3人未満の場合、試合を開始することができない。

その他の試合

国際Aマッチにおいては、最大10人までの交代要員を置くことができる。

その他のすべての試合においては、次の条件を満たせば、より多い人数の交代要員を置くことができる。

- 関係チームが最大数について合意し、
- 試合前に審判員に通知する。

試合前に、審判員に通知されていない場合、または合意されなかった場合は、10人を超えての交代要員を置くことはできない。

<日本協会の解説>

1. 試合開始時の最小人数についてはこれまで5人とされていたが、試合開始後の最小人数と整合性を取り、3人とした。

2. これまで最大交代要員数はどんな試合でも7人であったが、国際試合においては10人まで増やし、サッカーと同様、両チームの合意、審判員への通知を条件とするものの、その他の試合においては制限しないこととした。

これまでの7人から10人と大きくその人数が増えたので、混乱の生じないように、国内の大会も含め、各大会においては、大会規定で交代要員の数を事前に決定する必要がある。

第4条 ー 競技者の用具

違反と罰則

- 交代で退いていない競技者はボールがアウトオブプレー中に、また、ボールがインプレー中の場合は第3審判の管理の下においてのみ、ピッチに戻るることができる。

<日本協会の解説>

自由な交代を用いず、負傷の治療や用具の交換等のためにピッチから離れた競技者の復帰方法について、サッカーと同様とした。

第5条 — 審判員

リザーブ副審

競技会においてリザーブ副審が任命される場合、その役割と任務は、この競技規則の冊子のガイドラインに基づくものでなければならない。

<日本協会の解説>

サッカーと同様、審判員の負傷で任務を遂行することができなかった場合等を考え、予備の審判員を置くことができるようになった。

第6条 — 副審

副審の権限

2人の副審（第3審判、タイムキーパー）を任命することができ、副審は、フットサル競技規則に基づき、その任務を遂行しなければならない。副審は交代ゾーンと同じサイドのピッチ外で、ハーフウェーラインのところに位置する。タイムキーパーはタイムキーパーの机のところに座るが、第3審判は任務遂行のために立っていても座っていてもよい。

職権と任務

第3審判

- 前後半の前にタイムアウト要求のための用紙をチーム役員に渡し、各ハーフ、タイムアウトの要求がなかった場合、各ハーフ後その用紙を回収する。
- 退場を命じられた競技者に代る交代要員がピッチに入場できる時間を示す用紙をチーム役員に手渡す。
- 主審、第2審判の指示の下、用具を直すためにピッチ外に出た競技者の再入場を監視する。
- 主審、第2審判の指示の下、負傷等によりピッチ外に出た競技者の再入場を監視する。

タイムキーパー

- スコアボードが設置されている場合、得点、累積ファウル、前後半を表示する。
- チームからの要求されたタイムアウトについて、第3審判から通知された後、主審、第2審判が用いるものと異なった音色の笛やその他の音で知らせる。
- 第3審判が置かれていない場合、第3審判に与えられた任務を遂行する。
- 試合に関するその他の情報を提供する。

<日本協会の解説>

第3の審判、タイムキーパーの任務や任務遂行方法について細かく、またあらたにタイムアウトや退場があったときの対応等の仕方についても、ここに規定した。

第7条 — 試合時間

前後半の終了

タイムキーパーは、笛やその他の音で前後半の終了を知らせる。タイムキーパーが笛やその他の音を鳴らした後、主審、第2審判のいずれかが、次の点を考慮しつつ、笛を吹いて前後半、または試合の終了を告げる。

- 累積ファウル6つ目以降の第2ペナルティーマークからのキック、壁なしのフリーキックが行われるとき、または再び行われるとき、当該ハーフは、キックが終了するまで延長される。
- ペナルティーキック行われるとき、または再び行われるとき、当該ハーフは、キックが終了するまで延長される。

いずれかのゴールの方向にボールがけられたとき、主審、第2審判は、タイムキーパーが笛かその他の音を鳴らす前のキックの行方を見なければならない。各ハーフは、次のときに終了する：

- ボールが直接ゴールに入り、得点となったとき
- ボールがピッチの境界線を越えたとき
- ボールがゴールキーパー、ゴールポスト、クロスバー、またはピッチ面に触れた後、ゴールラインを越えた、あるいは得点となったとき
- ボールが相手ゴールに向けてキックされた後に、壁なしの直接フリーキックやペナルティーキックを再び行うことになる違反が犯されておらず、またはボールの移動中にいずれのチームも累積ファウル6つ目以降の壁なしの直接フリーキックやペナルティーキックで罰せられる違反が犯されていない場合で、ボールがゴールキーパー以外の競技者に触れたとき
- 守備側競技者がボールを止めたとき、もしくはボールがゴールポストまたはクロスバーからはね返りゴールラインを越えなかったとき

<日本協会の解説>

フットサルはプレーイングタイムで試合時間を計測するので、これまで前後半の終了時の得点を認めるのかどうかの判断は、タイムキーパーによるブザーの知覚時間やスコアボードの掲示時間と実際の残り時間の関係等で、非常に困難を要するケースが何度もあった。2008FIFAワールドカップブラジル大会の準決勝（スペイン・イタリア戦）でも実際に時間が残っているにもかかわらず掲示時間は0.0秒となり、大きな混乱を引き起こした。

これらを解消するため、ハーフタイム終了のブザーが鳴ったとしても、主審、第2審判が最後のキックの行方を見極めて、得点かどうかを判断できるようになった。

第10条 ー 得点の方法

得点

得点となった後でプレーが再開される前に、得点した方のチームが規定より多くの数の競技者でプレーしていたことや交代の手続きを正しく行われなかったことに主審、第2審判が気が付いたとき、得点を認めず、ペナルティーエリア内の任意の地点から行う間接フリーキックを相手競技者に与え、プレーを再開する。

キックオフが行われた後であれば、得点は認められるが、違反した競技者には第3条に基づき対応する。また、その事実について関係者あて報告する。

相手チームが得点した場合は、得点は認められる。

<日本協会の解説>

フットサルはボールがインプレー、アウトオブプレーにかかわらず、競技者は自由に交代できるので、規定より多くの競技者が入ってプレーする可能性が高い。この違反に正しく対応できるように、競技規則に違反があったときの対応について、明記することとなった。

第11条 — オフサイド

フットサルにオフサイドはない。

第12条 — ファウルと不正行為

直接フリーキックで罰せられるファウル

競技者が次の7項目の反則を不用意に、無謀に、または過剰な力で犯したと主審が判断した場合、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

- 相手競技者をける、またはけろうとする。
- 相手競技者をつまずかせる、またはつまずかせようとする。
- 相手競技者に飛びかかる。
- 相手競技者をチャージする。
- 相手競技者を打つ、または打とうとする。
- 相手競技者を押す。
- 相手競技者にタックルする。

次の3項目の反則を犯した場合も、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

- 相手競技者を抑える。
- 相手競技者につばを吐く。
- ボールを意図的に手または腕で扱う（ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にあるボールを扱う場合を除く）。

間接フリーキックで罰せられるファウル

ゴールキーパーが次の4項目の反則を犯した場合、間接フリーキックが相手チームに与えられる。

- 自分自身のハーフ内で、4秒を超えてボールを手または足で触れるかコントロールする。
- ゴールキーパーが、保持していたボールを離れた後、相手側によって触れられるかプレーされる前に、自分自身のハーフ内で味方競技者からボールを受ける。
- 自分自身のペナルティーエリア内で、味方競技者によって意図的にゴールキーパーにキックされたボールを手で触れる。
- 自分自身のペナルティーエリア内で、味方競技者がキックインしたボールを直接手で受ける。

競技者が次の項目の違反を犯したと主審が判断した場合も、間接フリーキックが相手に与えられる。

- 相手競技者の前で、危険な方法でプレーする。
- 意図的に相手の前進を妨げる。
- ゴールキーパーがボールを手から離すのを妨げる。
- 相手競技者に対して犯した場合直接フリーキックで罰せられることになる9つの反則を味方競技者に対して犯す。
- 競技者を警告する、あるいは退場させるためにプレーを停止する違反で、第12条およびその他の条において、これまでに規定されていない、その他の違反を犯す。

懲戒の罰則

レッドまたはイエローカードは、競技者または交代要員あるいは交代した競技者にのみに示すことができる。試合開始後、カードはピッチ上で誰にも分かるように示される。その他の場合、主審、第2審判は、懲戒の罰則を取ることを、口頭で競技者またはチーム役員に伝える。

主審、第2審判は、試合開始前、ピッチの設置された施設に入ったその時からその場所を離れるまで、懲戒の罰則を行使する権限をもつ。

警告となる反則

競技者は、次の7項目の反則を犯した場合、警告される。

- 反スポーツ的行為
- 言葉または行動による異議
- 繰り返しフットサル競技規則に違反する
- プレーの再開を遅らせる
- 守備側競技者がコーナーキック、キックイン、フリーキックまたはゴールクリアランスでプレーが再開されるとき、規定の距離を守らない
- 主審、第2審判の承認を得ずピッチに入る、復帰する、または交代の手続きに違反する
- 主審、第2審判の承認を得ず意図的にピッチから離れる

<日本協会の解説>

1. 直接フリーキックに値する反則については、まったくサッカーと同じになり、スライディングタックルも“不用意に、無謀に、または過剰な力を用いて”行わない限り、認められることになった。ただし、無謀さ等については、フットサルが床の上で、かつ限られたプレーイングエリア内でプレーされることを十分に考慮する必要がある。
2. 間接フリーキックに値する反則のうち、ゴールキーパーがボールを一旦リリースした後に再び触れる場合については、“ボールがハーフウェーラインを越える”という条件が無くなり、ボールが相手競技者に触れない限り、ゴールキーパーが再びボールに触れることが出来なくなった。これにより、パワープレーでも、ゴールキーパーは相手ハーフにいない限りパス交換ができなくなり、パワープレーによる時間稼ぎや無駄なパス回しを排除することにより、よりスピーディーなフットサルを目指せるようにした。
3. 警告、退場に値する違反がピッチ外で犯され、カードで懲戒の罰則を示せない場合の対応について、明記された。

第13条 — フリーキック

違反と罰則

フリーキックを行うとき、相手競技者が規定の距離よりボールの近くにいる場合、

- アドバンテージが適用された場合、またはペナルティーキックで罰せられる他の違反が犯された場合を除き、キックは再び行われ、違反した競技者は警告される。アドバンテージを適用した違反がフリーキックで罰せられるものであった場合、主審、第2審判は元の違反を罰するのか、次に犯された違反を罰するのかを決定する。2番目の違反がペナルティーキックまたは直接フリーキックで罰せられるものの場合、違反を犯したチームに対して累積ファウルが記録される。

累積ファウル6つ目からの壁なしのフリーキックで、事前に特定された競技者のチームメイトがキックを行った場合、

- 主審、第2審判は、プレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告して、ボールがけられたところから行う間接フリーキックを守備側チーム与え、試合を再開する。

累積ファウル6つ目からか壁なしのフリーキックで、キックが行われた後、

— ボールがインプレー中、ゴールポスト、クロスバーまたは他の競技者に触れる前に、ボールが破裂した、または欠陥が生じた場合、

- キックは、再び行われる。

第14条 — ペナルティーキック

違反と罰則

ペナルティーキックが行われようとしているとき、事前に特定された競技者の味方競技者がキックを行った場合、

- 主審、第2審判は、プレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告して、ペナルティーマークから行う間接フリーキックを守備側チームに与え、試合を再開する。(第13条 — フリーキックの位置)

ペナルティーキックが行われた後、

— ボールがインプレー中、ゴールポスト、クロスバーまたは他の競技者に触れる前に、ボールが破裂した、または欠陥が生じた場合、

- キックは、再び行われる。

<日本協会の解説>

1. フリーキックのときに、ボールがけられる前に相手競技者が規定の距離内に侵入した場合や累積ファウルの記録について明確に規定された。
2. 壁なしのフリーキックやペナルティーキックで、キック後にボールの不具合が発生した場合の進め方について、また、本年3月にJリーグで起こった特定されていないキッカーによってペナルティーキックが行われた場合の対応方法について、明記された。

第16条 - ゴールクリアランス

違反と罰則

ボールがインプレー中、ゴールキーパーが、相手競技者が触れる前に（味方競技者から意図的にパスされた）ボールに再び触れた場合（手による場合を除く）、

- 違反の行われた位置から行われる間接フリーキックが相手チームに与えられる。（第13条 - フリーキックの位置）

<日本協会の解説>

ボールがインプレー中のゴールキーパーのプレーに対する制限と同じく、ゴールキーパーが一旦ボールをリリースした後に再び触れる場合については、“ボールがハーフウェーラインを越える”という条件が無くなり、ボールが相手競技者に触れない限り、ゴールキーパーが再びボールに触れることが出来なくなった。

試合またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定する方法

ペナルティーマークからのキック

進め方

- 試合が終了し、ペナルティーマークからのキックを行う前に、一方のチームの競技者数が相手チームより多い場合、競技者の多いチームは相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らさなければならない。チームの主将は、除外するそれぞれの競技者の氏名と、背番号を主審に通知しなければならない。
- 相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らさなければならない場合、そのチームはゴールキーパーを、ペナルティーキックを行う資格ある競技者から除外することができる。
- 相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らすために除外された（例えばテクニカルエリアにいる）ゴールキーパーは、いつでもゴールキーパーと交代することができる。
- ペナルティーマークからのキックが始まる前、主審、第2審判は、キックの行われる反対側のハーフ内に、ペナルティーキックを行う資格がある競技者が両チーム同数いることを確認しなければならない。

<日本協会の解説>

“ペナルティーマークからのキック”が行われる場合で、競技者と交代要員を合計した数が両チーム異なる場合の進め方およびキックから除外されたゴールキーパーの扱いについて明記された。サッカーと異なり、相手チームと同数にしなければならないチームについては、キックを行わないが、ゴールキーパーとしてピッチ上に残ることができることになった。例えば、チームAが競技者と交代要員合わせて12人でチームBは11人の場合、チームAはゴールキーパーを除外する競技者とし、キックを行えないが、ゴールキーパーとして守備に専念して、“ペナルティーマークからのキック戦”に参加できることになる。

また、仮に除外された競技者がそのチームに登録されたもう一人のゴールキーパーである場合、“ペナルティーマークからのキック戦”に参加しているゴールキーパーといつでも交代することができることになった。例えば、チームAでゴールキーパーが2人登録され、除外された競技者がゴールキーパーの場合、いつでもピッチ上に残ったゴールキーパーと交代して、キックに参加することができることになる。

フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン

第1条 — ピッチ

ピッチ上の広告

大会規定で禁止していない限り、競技者または審判員に混乱を与えず、またフットサル競技規則に規定される境界線がはっきり見えるのであれば、ピッチ面上の広告は認められる。

ゴールネット上の広告

大会規定で禁止していない限り、競技者または審判員に混乱を与えないのであれば、ゴールネット上の広告は認められる。

テクニカルエリア内の広告

大会規定で禁止していない限り、テクニカルエリア内にいる者、第3審判員、または主審、第2審判に混乱を与えないのであれば、エリアの床面上の広告は認められる。

第3条 — 競技者の数

競技者の退場

- 競技者が2つ目の警告、または直接退場になる違反を犯したが、アドバンテージが適用され、違反した競技者のチームが得点された後、退場が命じられた場合、違反が得点の前に犯されたので、そのチームは競技者数を減らされない。
- ハーフタイムのインターバル、延長戦前後半の前に競技者が退場となる反則を犯した場合、そのチームは次のハーフ、競技者数を減らして開始する。

第4条 — 競技者の用具

装身具

主審、第2審判、また副審（第3審判、タイムキーパー）も、装身具を着用することが禁止される（タイムキーパーが置かれない場合、試合時間計測のための時計、その他小さな機器を着用することができる）

第5条 — 主審、第2審判

審判員のためのガイドライン

ボールがインプレー中の4秒のカウント

ボールがインプレー中、自分自身のハーフ内でゴールキーパーがボールを保持したときは、その都度、主審、第2審判のいずれかが目に見えるように4秒をカウントする。

プレーの再開

主審、第2審判はプレーが素早く再開されるようにしなければならない。特に一時的な停止後（キックイン、ゴールクリアランス、コーナーキックまたはフリーキック）に戦術的に再開を遅らせることを許さない。このような場合、4秒のカウントをすぐに行い、特に笛を吹いて促すことも行わない。一方、4秒のカウントを行う必要のない場合（キックオフ、ペナルティキック）、それを遅らせた競技者は警告される。

第12条 - ファウルと不正行為

危険な方法でのプレー

危険な方法でプレーするとは、ボールをプレーしようするとき、相手競技者、自分自身を負傷させることになるすべての行為である。この反則は、近くにいる相手競技者が負傷への恐怖感からプレーできないようすることである。

第14条 - ペナルティーキック

進め方

- 相手競技者を混乱させるために、ペナルティーキックの助走中にフェイントすることはサッカーの一部であり、認められる。しかしながら、競技者が一旦助走を完了した後にボールをけるフェイントについては、第14条に違反するとみなされ、それを行った競技者は反スポーツ的行為により警告されなければならない。

試合またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定する方法

ペナルティーマークからのキック

進め方

- ペナルティーキックが行われている間、主審、第2審判はカメラ、または報道機関をピッチ内に入れてはならない。

<日本協会の解説>

第1条： フットサルでは、サッカーと異なり、様々な国やリーグでピッチ面、ゴールネット、あるいはテクニカルエリア内の広告掲示が行われて、それが黙認されていた。これを競技規則に明記し、正式に認めると共に、競技に支障を及ぼさないことが条件であることが明記された。

第3条： 競技者が退場を命じられるようなファウルに対してアドバンテージが適用され、得点になり、その競技者が退場を命じられた場合、また、ハーフタイム等のインターバル時に競技者が退場になった場合のチームの競技者数について正しく対応されていない例が多く見られたので、競技規則の解釈に明記された。

第4条： 競技者のみならず、審判員も試合に不必要な装身具の着用を認められないことが明記された。

第5条： ボールがインプレー中、自分のハーフで、ゴールキーパーがボールを保持している場合、腕を上上げて4秒をカウントすることが明記された。これにより、腕を上上げて4秒のカウントを行うのは、ボールがインプレー中のゴールキーパーのプレー、キックイン、コーナーキック、ゴールクリアランスの時となる。フリーキックの場合は、腕を上上げて、下方で行うにかかわらず、外から見えるような形でのカウントは行わない。

第12条： 何が危険なプレーなのかについて、サッカーと同様に明確化された。

第14条： サッカーにおいて、ペナルティーキック時にどのようなフェイントが許され、どのようなフェイントが反スポーツ的行為になるのか明確化されたので、それに倣って、フットサルにおいてもその基準が明確化された。

PK方式： ペナルティーキック方式の時、カメラ等がピッチ内に侵入しているのが散見されたので、これは認められないことが明記された。